



令和2年2月3日

安全・安心なきのこの生産に向けて

福島県においては、安全・安心なきのこを生産するため、「福島県安心きのこ栽培マニュアル」を定めています。きのこ生産者の皆様におかれましては、安全・安心なきのこ生産のため以下の点について遵守願います。

- ①原木・ほだ木や菌床などのきのこ生産資材は、放射性セシウムの当面の指標値が定められていることから、きのこの発生前に、生産ロット単位で原木(50Bq/kg)、ほだ木(50Bq/kg)、菌床等(200Bq/kg)の検査をお願いします。
- ②生産されたきのこは、生産ロット単位に一般食品の放射性セシウムの基準値(100Bq/kg)を十分下回っていることを確認する必要がありますので、出荷前に緊急時環境放射線モニタリング検査をお願いします。

また、栽培されたきのこを販売する場合は、上記に基づいて生産されているか確認をお願いします。

【きのこの生産に関する問い合わせ先】

泉崎村役場
事業課産業係
TEL 0248-53-2430
FAX 0248-53-2958

福島県県南農林事務所
森林林業部林業課
TEL 0247-33-2121
FAX 0247-33-6949